

平成28年生活のしづらさなどに関する調査結果

厚生労働省は、平成 28 年に実施された「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」の結果を 2018 年 4 月 9 日に公表しました。

この調査は5年に1回実施され、平成 23 年に続いて2回目の実施になります。以前は、身体障害児・者実態調査と知的障害児(者)基礎調査を5年ごとに実施していましたが、平成 23 年からは、障害の範囲を広げ、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)所持者、難病等患者、また、これまで法制度では支援の対象ではありませんでしたが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者も対象として実施されました。

サンプリング調査により実施されており、全国の約 2,400 の国勢調査の調査区に居住する在宅の障害児・者等の平成 28 年 12 月1日時点の状況について調査し、その結果から、全人口の状況を推計しています。調査票配布数は、12,601 人で、そのうち 6,175 人から有効回答を得たとのことでした。

障害者数をみると、身体障害児者数 436.0 万人、知的障害児者数 108.2 万人、精神障害者数 392.4 万人、全体で 936.6 万人となっていて、前回の平成 23 年は、身体障害児者数 393.7 万人、知的障害児者数 74.1 万人、精神障害者数 320.1 万人、全体が 787.9 万人となっており、全体で 150 万人程増加し、全人口の 7.4%になりました。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_c_housa_h28.html

また、DINF (<http://www.dinf.ne.jp>)には過去の調査結果が登録されています。

第4次障害者基本計画を閣議決定

2018年3月30日、政府は、「第4次障害者基本計画」を閣議決定しました。

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項に「政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。」と規定されている計画です。

また、同条第4項には、「内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」とされており、今回の閣議決定は、この規定に基づくものです。

この計画を基本として、都道府県は「都道府県障害者計画」、市町村は「市町村障害者計画」を策定することとなっており、この計画は、まさに、わが国の障害者施策の基本となる計画となっています。

計画期間は、平成 30(2018)年度から平成 34

(2022)年度までの5年間で、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」することを掲げています。基本的方向として

1. 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア除去をより強力に推進
 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実
- が示されています。

また、総論として

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進が掲げられました。

各論で注目されるのは、

- 聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
 - 一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
 - ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮
 - テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - 農業分野の就労支援
 - 各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- などです。

詳しくは、下の内閣府のウェブサイトをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakug>

[umi.html#kihonhou](#)

関連情報は DINF にもあります。

A型事業所の経営改善計画書の提出状況等を公表

平成 30 年 3 月 14 日、厚生労働省は、平成 28 年度の就労継続支援A型事業所の経営状況や、平成 29 年 12 月時点での経営改善計画書の提出状況を公表しました。

平成 29 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことにより、就労継続支援A型事業者は、生産活動に関する事業の収入から、事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に支払う賃金の総額以上にすることが必要となりました。そして、生産活動収支が利用者賃金を下回る事業者は、経営改善計画書を指定権者(都道府県、指定都市、中核市)に提出しなければならなくなりました。

すなわち、利用者の賃金総額以上の生産活動収益があれば問題ありませんが、利益以上に賃金を支払っている場合は赤字で運営しているということになりますので、その場合は、経営改善計画書を管轄している都道府県などに提出しなければならないということです。

集計結果の概要は、下のとおりです。

全国の就労継続支援A型事業所数全体数
3,831 事業所

指定基準についての実態が把握できている
事業所数 3,036 事業所

経営改善計画を提出する必要がない事業所
数 879 事業所(29.0%)

経営改善計画を提出する必要がある事業所
数 2,157 事業所(71.0%)

経営改善計画書を提出している事業所数
1,769 事業所(82.0%)

つまり、実態が把握できているA型事業者の
71%は収益以上に賃金を支払っているという

ことです。この状態は、どこから賃金を補てんしているのかなど、いろいろ問題を含んでいます。

詳しくは、下の厚労省のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196766.html>

みんなネットが全国調査報告書を公表

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）は、日本財団の助成を受け平成29年度に実施した「精神障害者の自立した地域生活の推進と家族が安心して生活できるための効果的な家族支援のあり方に関する全国調査」の報告書を公表しました。

調査目的は、精神障害者とその家族のかかえる問題を明らかにし、必要な支援を具体的に提案することです。同連合会の会員3,129家族等から回答を得ました。

主な調査結果として、重度の障害者が障害者総合支援法のサービスを十分に利用することなく、地域での生活を送っていること、家族が本人の世話などで日ごろから疲弊していること、家族自身が高齢化し親亡き後などへの不安が強いこと、制度について家族に十分な情報が届いていない可能性があること、相談体制が整備されていないために急を要する患者の状態悪化時に家族の負担が限界まで高まることなどが示されています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

<https://seishinhoken.jp/researches/40a6d6cd7bcb9f4632466072170414d2bb4fb9bd>

海外情報

[米国]障害者失業率が8.2%に改善

2018年3月の米国の雇用統計が公表され、

16歳以上の在宅の障害者の失業率（unemployment rate）は、8.2%でした。昨年同月は10.6%でしたので、1年間で2.4%改善されたこととなります。障害のない人々の失業率は4.0%となっています。

また、雇用率（Employment-Population Ratio）は、19.7%でこちらも18.3%から1.4%上昇しています。ただし、障害のない同年齢の人々の雇用率は65.7%ですので、依然として大きな開きがあります。

なお、米国の16歳以上の在宅の障害者数は3,041万5,000人となっています。

16歳から64歳までの男性障害者の失業率は9.0%、雇用率は34.1%、女性障害者の失業率は8.9%、雇用率は29.3%です。

詳細は、下のサイトをご覧ください。

<https://www.bls.gov/news.release/empsit.t06.htm>

[カナダ]登録制障害積立基金利用低調

カナダの登録制障害積立基金（RDSP：Registered Disability Savings Plan）は、障害者の貯蓄を政府が支援する制度で、障害者が将来貧困になることを予防することを目的としており、2008年12月1日に始まりました。カナダ政府は、世界初であるとして宣伝してきましたが、その利用は低調のようで、昨年から今年にかけて、制度を利用しやすいように変更したり、インターネットを通じた普及ビデオを流すなど利用を促すとりくみが行われています。

登録制障害積立基金制度は、重度障害者が、銀行などに登録制障害積立基金の口座を開設すると、世帯の所得が低い場合は、積立金の3倍の助成金や年間1,000カナダドルが政府からその口座に支払われたりするというものです。ただし、口座開設後10年間は引き出してしまうとそれらの助成金は返還しなければなりません。

この口座は、投資信託のようなもので、開設

時にハイリスク・ハイリターンタイプのタイプを選ぶと運用成績によってはさらに積立額が増えていくこととなります。

ただし、対象となるのは、障害タックスクレジット(Disability Tax Credit)という税金免除証明を受けている60歳以下の障害者です。

約15万人が制度を利用しているとのことですが、制度利用可能者全体からみると29%に過ぎないとのこと。

この制度は、親亡き後の重度障害者の生活安定のために活用されることを想定しているようです。

制度の詳細な内容は、カナダ政府のサイト(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/topics/registered-disability-savings-plan-rdsp.html>)、RDSPのサイト(<http://www.rdsp.com/>)で知ることができます。

[タイ]すべての人にフレンドリーなタクシーを普及させる政府プロジェクト

アジア太平洋障害者センター(Asia-Pacific Development Center on Disability:APCD)のウェブサイトによれば、2018年3月28日、同センターでタイ社会開発・人間安全保障省(Ministry of Social Development and Human Security)が実施する「すべての人にフレンドリーなタクシー(Friendly Taxi for All)」プロジェクトの第2フェーズの立ち上げ式が行われました。このプロジェクトは、技術革新によって、バリアフリー環境のもと、人々がより安全で便利に移動できることを目指しています。第2フェーズでは障害者をターゲットにしています。

社会開発・人間安全保障省スリスック(Srisak)副大臣や同省障害者エンパワーメント局(Department for the Empowerment of Persons with Disabilities :DEP)ソムキッド(Somkid)局長などの挨拶の後、車イスで直接乗れるタクシー、車イスのまま運転できる三輪自動車、車イス用を輸送できるバンなどのデ

モンストレーションが行われたとのこと。

APCDのウェブサイトは、下のとおりです。たくさん写真があってわかりやすいです。
<http://www.apcdfoundation.org/?q=content/apcd-supports-friendly-taxi-all-project-department-empowerment-persons-disabilities-dep-bang>

新着図書

「福祉は「性」とどう向き合うか 障害者・高齢者の恋愛・結婚」結城康博・米村美奈・武子愛・後藤宰人著、ミネルヴァ書房

「障害のある先生たち 「障害」と「教員」が交錯する場所で」羽田野真帆、照山絢子、松波めぐみ編、生活書院

「生活保護と障害者 守ろうあたりまえの生活」やどかりブックレット編集委員会編、やどかり出版

「障害支援と関係の教育学 専門性の権力をめぐって」村田観弥著、生活書院

編集後記

DINFは、障害保健福祉研究情報システムの英訳 Disability INFORMATION Resourcesの愛称です。公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が、障害者の保健と福祉に関わる研究を支援するために、国内外から広く関連する情報を収集し提供しています。

ブログやメルマガも行っていて、このニュースは、それらの情報を中心に紹介しました。

障害分野の情報は膨大で、とても短い紙面ですべてを紹介することはできません。

もう少し知りたいなと思われた方は、DINFのウェブサイト(<http://www.dinf.ne.jp/>)を訪ねてみてください。(寺島)